

改定案	現行(第13回改定)	改定理由
<p>大分類C—鉱業，採石業，砂利採取業 総説</p> <p>この大分類には、有機物、無機物を問わず、天然に固体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される。</p> <p>鉱物を探査するための地質調査、物理探鉱、地化学探鉱、試すい(錐)などの探鉱作業及び開坑、掘さく、排土などの鉱山開発作業、その他鉱業に直結する作業も本分類に含まれる。</p> <p>なお、探鉱、鉱山開発又は鉱山内の鉱物運搬等の作業を請負う事業所も本分類に含まれる。</p> <p>ろう石クレー、陶石クレーの製造を行う事業所も本分類に含まれる。</p> <p>鉱業、採石業、砂利採取業と他産業との関係</p> <p>(1) 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製を行う事業所は大分類E—製造業[22, 23]に分類される。</p> <p>(2) 石炭からのコークス製造及びコークスの副産物製造を行う事業所は大分類E—製造業[1731]に、石炭からガスを製造し、導管により供給する事業所は大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業[3411]に分類される。</p> <p>(3) 天然ガスを導管により供給する事業所は大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業[3411]に分類される。</p> <p>(4) 石油の精製を行う事業所は大分類E—製造業[1711]に分類される。</p> <p>(5) 掘採された岩石の破碎、粉碎を行う事業所は大分類E—製造業[2181, 2186]に、一定の大きさの石に切る事業所は大分類E—製造業[2184]に、碑石、墓石の彫刻や仕上げを行い小売する事業所は大分類I—卸売業、小売業[6099]に分類される。ただし、採石現場において岩石の掘採から加工まで一貫して行うものは本分類に含まれる。</p>	<p>大分類C—鉱業，採石業，砂利採取業 総説</p> <p>この大分類には、有機物、無機物を問わず、天然に固体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される。</p> <p>鉱物を探査するための地質調査、物理探鉱、地化学探鉱、試すい(錐)などの探鉱作業及び開坑、掘さく、排土などの鉱山開発作業、その他鉱業に直結する作業も本分類に含まれる。</p> <p>なお、探鉱、鉱山開発又は鉱山内の鉱物運搬等の作業を請負う事業所も本分類に含まれる。</p> <p>ろう石クレー、陶石クレーの製造を行う事業所も本分類に含まれる。</p> <p>鉱業、採石業、砂利採取業と他産業との関係</p> <p>(1) 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製を行う事業所は大分類E—製造業[22, 23]に分類される。</p> <p>(2) 石炭からのコークス製造及びコークスの副産物製造を行う事業所は大分類E—製造業[1731]に、石炭からガスを製造し、導管により供給する事業所は大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業[3411]に分類される。</p> <p>(3) 天然ガスを導管により供給する事業所は大分類F—電気・ガス・熱供給・水道業[3411]に分類される。</p> <p>(4) 石油の精製を行う事業所は大分類E—製造業[1711]に分類される。</p> <p>(5) 掘採された岩石の破碎、粉碎を行う事業所は大分類E—製造業[2181, 2186]に、一定の大きさの石に切る事業所は大分類E—製造業[2184]に、碑石、墓石の彫刻や仕上げを行い小売する事業所は大分類I—卸売業、小売業[6099]に分類される。ただし、採石現場で行うものは本分類に含まれる。</p>	<p>判断基準の明確化を図るための修正</p>